

平成30年度試験案内

# 五所川原市職員採用試験

受付期間	平成30年7月2日(月)～平成30年8月22日(水)	
第一次試験	試験日	平成30年9月16日(日)
	試験会場	五所川原市中央公民館 (五所川原市字一ツ谷504番地1)
問い合わせ 受験申込書請求 受験申込み	五所川原市総務部人事課 〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1 TEL 0173-35-2111 (内線2152・2153) (受験申込書は金木・市浦総合支所庶務係でも配布します。 市ホームページからダウンロードすることもできます。)	

## 1 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職務の内容
上級一般事務	9名程度	市長部局等において一般事務に従事します。
初級一般事務	2名程度	
上級建築	1名程度	市長部局等において一般事務及び建築技術の専門的業務に従事します。
上級機械	1名程度	市長部局等において一般事務及び機械技術の専門的業務に従事します。
看護師・准看護師	1名程度	市浦医科診療所において看護の専門的業務に従事します。
上級障害者限定 (一般事務)	1名程度	市長部局等において一般事務に従事します。
初級障害者限定 (一般事務)	1名程度	

## 2 受験資格

次ページの表の受験資格を有する方で、活字印刷文による出題に対応できる方が受験できます。  
ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③ 五所川原市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験職種	受 験 資 格
上級一般事務	平成元年4月2日以降に生まれ、大学を卒業若しくは大学院を修了した方又は平成31年3月までに大学を卒業見込み若しくは大学院を修了見込みの方
初級一般事務	平成3年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業以上の学歴を有する方又は平成31年3月までに卒業見込みの方（大学を卒業若しくは大学院を修了した方又は平成31年3月までに大学を卒業見込み若しくは大学院を修了見込みの方を除く。）
上級建築	平成元年4月2日以降に生まれ、大学を卒業若しくは大学院を修了した方又は平成31年3月までに大学を卒業見込み若しくは大学院を修了見込みの方
上級機械	平成元年4月2日以降に生まれ、大学を卒業若しくは大学院を修了した方又は平成31年3月までに大学を卒業見込み若しくは大学院を修了見込みの方
看護師・准看護師	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、看護師若しくは准看護師の免許を有する方又は平成31年4月30日までに免許を取得する見込みの方
上級障害者限定 (一般事務)	平成元年4月2日以降に生まれ、大学を卒業若しくは大学院を修了した方又は平成31年3月までに大学を卒業見込み若しくは大学院を修了見込みの方で次の全ての要件を満たす方 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 介護者なしに職務の遂行が可能な方 ③ 活字印刷文による出題に対応できる方 ④ 口述により面接試験に対応できる方
初級障害者限定 (一般事務)	平成3年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業以上の学歴を有する方又は平成31年3月までに卒業見込みの方（大学を卒業若しくは大学院を修了した方又は平成31年3月までに大学を卒業見込み若しくは大学院を修了見込みの方を除く。）で次の全ての要件を満たす方 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 介護者なしに職務の遂行が可能な方 ③ 活字印刷文による出題に対応できる方 ④ 口述により面接試験に対応できる方

### 3 試験の日時、場所及び合格発表

試験区分	試 験 日	場 所	合 格 発 表	
第一次試験	9月16日(日) 午前9時	五所川原市 中央公民館	10月9日(火) (予定)	合格者に書面で通知するほか、市役所掲示場及び市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第二次試験	10月21日(日) (予定)	五所川原市 中央公民館	11月5日(月) (予定)	

#### 4 試験の方法及び内容

##### (1) 第一次試験

試験職種ごとに次の表の○印の試験種目を実施します。

試験職種	試験種目				
	教養試験	適性検査	専門試験	作文試験	専門面接
上級一般事務	○	○	○	—	—
初級一般事務	○	○	—	—	—
上級建築	○	○	○	—	—
上級機械	○	○	○	—	—
看護師・准看護師	—	—	—	○	○
上級障害者限定（一般事務）	○	○	○	—	—
初級障害者限定（一般事務）	○	○	—	—	—

試験種目ごとの内容及び出題分野は次の表のとおりです。

試験種目	内容・出題分野	
教養試験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題（2時間、40題）	
適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査（10分、100題）	
専門試験	上級一般事務及び上級障害者限定（一般事務）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係（2時間、40題）
	上級建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工（2時間、30題）
	上級機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作（2時間、30題）
作文試験	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について、作文式による試験を行います。（1200字以内、60分）	
専門面接	看護に関する専門的知識等について、個人面接により試験を行います。	

※上級障害者限定（一般事務）及び初級障害者限定（一般事務）以外の職種の受験者で、身体障害者手帳をお持ちの方は第一次試験の結果に10点を加点します。該当する方は、受験申込書類に身体障害者手帳（氏名、生年月日、障害名及び身体障害者等級表による級別が分かる部分）の写しを添付してください。

## (2) 第二次試験

試験職種	試験種目	内容
全ての職種	面接試験	主として人物について、個人面接により試験を行います。
看護師・准看護師以外の全職種	作文試験	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について、作文式による試験を行います。(1200字以内、60分)

※第一次試験合格者には、第二次試験受験時に最終学校（専門学校卒業（見込）の場合は高等学校とします。）の卒業証書の写し又は卒業（見込）証明書の原本（発行日から3か月以内のもの）を提出していただきます。学校から取り寄せることが必要な場合にはあらかじめ手続等を確認しておいてください。

## 5 受験手続

受験申込書の請求	<p>(1) 五所川原市役所総務部人事課及び金木・市浦総合支所庶務係で配布します。</p> <p>(2) 五所川原市ホームページでダウンロードできます。</p> <p>(3) 郵送による場合は、封筒の表に「<b>受験申込書請求</b>」と<b>朱書</b>し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号）を同封のうえ人事課に請求してください。</p>
申込方法	<p>(1) 別紙「受験申込みの方法について」をよく読んで、受験申込書及び受験票に必要な事項を記入してください。同一の顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）を2枚準備し、裏面に氏名を記入した後、1枚を受験申込書に貼り付けてください。残りの1枚は、後日郵送される受験票に貼ってください。</p> <p>(2) 受験申込書及び受験票を「<b>五所川原市総務部人事課</b>」あてに提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「<b>採用試験申込</b>」と<b>朱書</b>して送付してください。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する方は、次に掲げる書類も併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師・准看護師の受験者…すでに看護師・准看護師の免許を有する方は看護師免許証又は准看護師免許証の写し</li> <li>・身体障害者手帳をお持ちの方…身体障害者手帳（氏名、生年月日、障害名及び身体障害者等級表による級別が分かる部分）の写し</li> </ul>

## 6 受験票の交付

受験票は8月31日（金）までに発送予定です。9月5日（水）までに届かない場合は、速やかに人事課まで連絡をしてください。

## 7 受付期間

- (1) **平成30年7月2日（月）から8月22日（水）まで**です。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。
- (2) 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- (3) 受付期間内に提出されたものに限り受け付けます。また、郵送による場合は、**平成30年8月22日（水）必着**とします。**記載内容又は添付書類に不備がある場合は受付できません**ので注意してください。

## 8 給与等

初任給は、上級一般事務、上級建築、上級機械及び上級障害者限定（一般事務）が179,200円程度、看護師が大卒で206,400円程度、短大3卒で197,100円程度、准看護師が准看護師養成所卒で161,300円程度、初級一般事務及び初級障害者限定（一般事務）が147,100円程度となります。（※職務経験等がある場合、一定の基準により増額されることもあります。また、上記の金額は平成30年6月1日現在の条例等による金額であり、採用までに給与改定があった場合には当該改定後の金額となります。）

また、6月、12月に期末・勤勉手当、11月から3月までは寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

## 9 採 用

(1) 試験合格者は、平成 31 年 4 月 1 日採用の予定です。ただし、高等学校卒業見込み、大学卒業見込み又は大学院修了見込みの方で学校を卒業できなかった場合及び資格・免許取得見込みの方で資格・免許の取得ができなかった場合は採用されません。

また、採用までに公務員としてふさわしくない行為があった場合は採用されないことがあります。

(2) 第 2 次試験合格者は、試験結果順に採用候補者名簿に登載され、名簿上位者から順に採用が決定されます。採用候補者の辞退等に備え、採用予定者数より合格者が多く決定（補欠合格）されることがあり、**第 2 次試験合格者全員が採用になるとは限りません**。採用候補者名簿の有効期間内に採用通知がなければ、平成 31 年 4 月 1 日の採用となりません。詳しくは、第 2 次試験合格者へお知らせします。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、五所川原市個人情報保護条例第 18 条第 1 項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等）を持参のうえ、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に人事課へ直接おいでください。

試 験	開示請求できる方	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	第 1 次試験の順位及び 総合得点	合格発表の日 から 1 月間	五 所 川 原 市 総 務 部 人 事 課 (市庁舎 2 階)
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 2 次試験の順位	合格発表の日 から 1 月間	

### <参考 平成29年度職員採用試験の実施状況>

試験職種	受験者数	最終合格者数	受験倍率
上級一般事務	36	8	4.5倍
初級一般事務	38	4	9.5倍
社会福祉士	4	2	2.0倍
上級土木	2	1	2.0倍
上級建築	2	1	2.0倍
上級電気	4	1	4.0倍
上級障害者限定	0	0	—
初級障害者限定	4	1	4.0倍
高等看護学院専任教員 (追加募集)	1	1	1.0倍
上級一般事務 (追加募集)	16	3	5.3倍
初級一般事務 (追加募集)	26	2	13.0倍

～ 試験会場案内～ ※試験会場及びその周辺には駐車できません。

